

規 則

「千曲市介護保険給付等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年8月22日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第42号

千曲市介護保険給付等に関する規則の一部を改正する規則

千曲市介護保険給付等に関する規則（平成15年千曲市規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「

③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。

④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。

」を

「

③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9,000円以下です。

④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9,000円を超え、120万円以下です。

」に改める。

様式第10号中

「

- 1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額80万円以下の方等
- 2 市町村民税世帯非課税者であって、1に該当する以外の方
- 3 その他

」を

「

- 1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額80万9,000円以下の方等
- 2 市町村民税世帯非課税者であって、1に該当する以外の方
- 3 その他

」に改める。

様式第 11 号中

「

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額 80 万円以下の方等2 市町村民税世帯非課税者であって、1 に該当する以外の方3 その他 |
|---|

」を

「

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額 80 万 9,000 円以下の方等2 市町村民税世帯非課税者であって、1 に該当する以外の方3 その他 |
|--|

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千曲市介護保険給付等に関する規則の規定は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。